

《平成 21 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 24 日 (木) 10:15～11:20
- 2 場 所 帯広市庁舎 10F 第 5B 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
・長坂会長 ・久門委員 ・曾我委員 ・千々和委員 ・中村委員
■情報審査会事務局
総務部
・西田総務部長
総務部行政推進室
・池原法制行政担当企画監 ・川端法制行政主幹 ・廣瀬法制主査
・松原主任 ・水谷主任補
■諮問事項担当課
総務部総務課
(・西田総務部長)・山上総務課長 ・岡田防災担当課長 ・大石防災担当主査
保健福祉部社会課
・本田社会課長補佐

《議事概要》

- 1 総務部長挨拶
- 2 諮問
災害時要援護者に関する個人情報の目的外利用等について、西田総務部長から長坂会長へ諮問
- 3 平成 20 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 20 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

<情報公開>

- ・開示請求件数 116 件 (前年度対比 43 件の増)
- ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 37 件の増
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 68 件、一部開示 37 件、非開示 10 件 (うち不存在 9 件) で、開示率 99.1%
- ・決定に要した期間 平均で 16.8 日、前年度と比較して、4.4 日の延長 (対象文書が多数あり、精査に日数を要したことが要因)
- ・不服申立て 0 件
- ・請求者数は、26 人

<個人情報保護>

- ・ 開示請求件数 6件
- ・ 請求に対する決定の内訳 全部開示が4件、非開示が2件（うち不存在2件）で、開示率100%
- ・ 個人情報の開示決定にかかる不服申立て なし
- ・ 個人情報の訂正請求 なし

<平成21年度の状況>

- ・ 11月末日現在で、公文書開示請求 46件
個人情報の開示請求 6件

【会長】 平成20年度の情報公開請求中、非開示決定とした中で「その他」を理由とするものが1件あるが、その内容は何か。

【事務局】 民間企業と交渉した際の資料等であり、事務事業執行情報（帯広市情報公開条例第7条第5号）として非開示決定とした。

【委員】 各課に渡る開示請求があるとのことだが、市民にとっては市の情報は一括して共有されているという認識があるのではないか。

【事務局】 開示請求の対象となる、公文書は各課で保存しており、総務部行政推進室は情報公開の窓口として各課に照会し、取りまとめる業務を行っている。

【委員】 情報公開担当部署で公文書を一括管理しているわけではないが、窓口として請求の受付、文書の交付等を行っているので問題ないのではないか。

【事務局】 各課の文書保存管理等も含め、速やかに開示できるよう努めていきたい。

【委員】 非開示決定を行った場合に、請求者が納得せず、同内容を再度請求された場合の対応はどうなっているのか。

【事務局】 公文書が不存在の場合にも、なるべく請求内容の主旨にあった別の情報を公開できるよう努めている。非開示の場合については、不服申立て等の制度が用意されている。

4 災害時要援護者に関する個人情報の目的外利用等について

【総務課】 諮問内容について説明

○主な内容

- ・本市では、自然災害に備え、あらかじめ災害時要援護者に関する情報を把握し、防災情報の伝達や避難誘導などの支援体制を確立するため、仮称ではあるが、帯広市災害時要援護者避難支援計画の策定に取り組んでいるところである。
- ・計画の実施に当たり、市の福祉関係部局が保有する個人情報を、防災関係部局、民生・児童委員と共有し、さらに必要な個人情報を他の実施機関に提供し又は収集を行うことについて、ご意見を賜りたい。

【総務課】 仮称・帯広市災害時要援護者避難支援計画の概要について説明

○主な内容

- ・計画策定の目的は地震、風水害等の大きな自然災害に備え、災害時要援護者の避難支援を行うために、予め災害時要援護者に関する情報を把握し、支援体制を確立することを目的とする。
- ・災害時要援護者とは、一般に高齢者、障害のある人、乳幼児等、災害発生時に誰かの手助けや支援が必要な方々のことである。
- ・本市の計画は、計画策定の考え方、具体的な推進方向を定めた全体計画、災害時要援護者一人一人の具体的支援内容を定めた個別計画の大きく二つからの構成を想定している。
- ・帯広市では全市民を対象としているが、「ひとり暮らし高齢者登録」をしている者」等、5つの条件に当てはまる人は優先把握対象者として位置付ける。約7,700名である。
- ・全市民に対し周知し要援護者登録の募集を行う。
- ・特に優先把握対象者については、ダイレクトメールで、計画の主旨、要援護者登録の案内、及び登録の意思確認を行う。未返送者については、民生・児童委員が直接訪問し確認を行う。(同意方式)
- ・優先把握対象者以外の登録希望については直接市役所に申請書を提出する。(手上げ方式)

【委員】 一番の目的は人命救助であり、必要であるならば個人情報の共有については問題ない。

【委員】 まずは、優先把握対象者を対象とし、行く行くは全市民を対象とするということか。またそうであるならば、全市民対象となる時期は想定しているのか。

【総務課】 当初から全市民対象としているが、5つの条件に当てはまる優先把握対象者については同意方式とし、その他の人は手上げ方式で登録を進めていく。これらは同時進行であるが、登録者については順繰り変更されていくことが想定され

るため特に時期は定めていない

- 【委員】 一人の要援護者に対して、一人や二人の救助者では現実問題としては厳しいのか。
- 【総務課】 全市民への周知は非常に重要であると考えている。要援護者としての登録だけでなく、災害時における救助者としての位置付けもあり、そちらも周知したい。
- 【委員】 新しい制度であり、市民に定着するまで周知を続けてほしい。実際に関わるのは市民であり、町内会では既に要援護者避難支援の取り組みを進めているところもある。
- 【委員】 本州での災害時に、民生委員で作成した災害マップを活用し、迅速な対応が可能であったと聞いている。情報の管理についても責任をもって進めてほしい。
- 【委員】 民生・児童委員についての活動経費の実費弁償、任期満了後の再選についてはどうなっているのか。
- 【社会課】 年間7万3,200円の定額であり、再選は可能である。
- 【委員】 守秘義務違反の罰則はあるのか。
- 【社会課】 罰則規定はないが、帯広市において守秘義務違反等の不祥事等は聞いていない。
- 【会長】 本来、町内会の主導がよいのだろうが、現在はそこまで要援護者避難支援について考え方が浸透しておらず、出発点として市が主導するのは妥当である。
- 【総務課】 町内会連合会、社会福祉協議会や市の協力が必要であり、町内会へのまる投げはできないが、お力添えいただきたい。意識の高い町内会をモデルとし、課題を解決しながら本制度を広めていきたい。新年度より個別計画の策定に入っていく予定である。
- 【委員】 個別計画作成協議会と警察とのやりとりのイメージはあるのか。
- 【総務課】 個別計画策定協議会是一律の構成員ではなく、個別計画の策定時に必要な情報を保有しているものが集まって支援方法を考えていくものである。
- 【委員】 要援護者の転入、転出時の対応はどうなっているのか。
- 【総務課】 戸籍住民課の窓口や行政相談時に周知を行うほか、外国人については親善交流

課の国際ネットワークによる周知体制をつくっていききたい。

【会長】 災害時要援護者避難支援計画策定に必要な範囲内での情報共有は仕方のないことである。

【委員】 登録から一旦削除したいという場合は想定しているのか。

【総務課】 どのようなサイクルで登録・削除をおこなうのかは難しいが、管理方法の検討を進めたい。

【委員】 非登録者についてはどう対応するのか。

【総務課】 内部で非登録者台帳を作成し災害時には対応したい。

【会長】 情報管理、ネットワークの構築等、今後の課題はあるが諮問のとおり同意をすることによってよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

(答申案の作成)

【事務局】 答申案について報告

○主な内容

- ・諮問内容については、いずれも、本人の利益、公益性があるものとし、「諮問事項は、妥当である。」を審査会の意見とする。
- ・個人情報の取扱いについては、基準等を定め、漏洩の防止等について万全の措置を講ずることを求める。

【会長】 答申案について意見はないか。

(「異議なし」との声あり)

【会長】 案のとおり答申する。

5 その他

【事務局】 行政不服審査法の改正について報告

○主な内容

- ・情報公開制度において公文書非開示決定などに対する不服申立てが可能であり、行政不服審査法は本審査会にも関連のある事項である。
- ・「異議申立て」を廃止し「審査請求」へ統一
- ・審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入
- ・標準処理期間の設定や審査請求期間を「60日以内」から「3か月以内」への延長
- ・新設の行政不服審査会と、既存の帯広市情報審査会の一本化など、何らかの調整が必要であり検討したい。
- ・以上説明した改正案は衆議院の解散に伴い廃案となり、その後ほぼ同内容の法案が、2010年の国会に提案されるとの情報もあったが、所管の総務大臣から法案を見直すとの報道があったため、現時点での情報提供とした。